

2018年度総会開催

千代田
区職労

退職者会 ニュース

第2018-2号
18年2月10日
退職者会
編集委員会
3221-0052

1月19日(金)、四番町集
会室で、2018年度退職者会
定期総会が開かれました。参加
者は、幹事及び会員、安藤隆造・
高橋鏡悦両顧問も含め22名で
した。

松浦幹事の司会でまず議長
に寺山光秀さんを選出して議
事が始まりました。



会長あいさつ

冒頭あいさ
つに立った水
上会長は「今の情勢は、安倍退
陣を言葉で荒げて訴えなければ
ならないほど大変な政治状況に
なっている。年はとっているが、
安心して暮らせる時代を残して
いきたいとがんばっている。会
員の皆さん、身体に気をつけて
運動を継続発展させ
ていこう。」と述べ
ました。

来賓あいさつ

来賓の区職労書記
長より「区職労運動
の先頭に立つて活動
されていることに感
謝している。今後も
発展を祈念している」。
また都退協の米谷副
会長からは「日本や
世界中が、アメリカ
や北朝鮮に振り回さ

活動報告

服部事務局長
が活動報告を行
いました。二〇一七年の活動の
特徴として「戦争法、改憲、沖
縄基地問題など強権的で国民無
視の政治に対して多くの市民が
立ち上がっている。三年前に安
保法制が強行採決されたときか
ら、退職者会も毎月十九日の国
会行動には欠かさず参加してき
た。昨年、デモや集会などに参

上・総会の風景
右・あいさつする水上
会長、隣は山岸副会長

加した回数数は三十八回、のべ百
九十九名の会員が参加した」と
通年取り組んできたことを報告
しました。「安倍首相が今年中
に九条改憲の発議をねらってお
り、これを許さない闘いが山場
を迎えるが、退職者会がなぜこ
れを取り組むかといえば、戦争
を体験し終戦後を生き抜いてき
た人達を会員としているからで、
憲法九条を守り、平和の尊さを
引き継いでいくのが会の使命だ」と
と継続して取組んできた背景に
ついて述べました。高齢者の暮
らしの支えである年金、医療、
介護の改悪についてのとりくみ
や、退職者会のそもその目的
である退職後の絆を深める交流
についても、学習旅行会やハイ
キングなどのべ五十一名の参加
があったと報告がありました。

都退協の活動報告については
藤本副会長が行いました。西本
会計が会計決算報告を行い、高
橋監事により監査報告が行なわ
れました。
以上の報告事項は拍手で承認
されました。

方針提案

休憩後、二〇
一八年度の活動
方針案が西本副会長から提案が
ありました。特に西本副会長か
らは「今年、九条改憲が現実
になつてきて、最大の課題となっ
ている。発議を許さないために、
安倍九条改憲NO!3000万
署名の取り組みをさらに強めて
いきたい」ということが強調さ
れました。また、五年ぶりに会

2018年度退職者会役員及び顧問	
会長	水末(再)
副会長	山岸哲夫(再)
局長	藤本佳男(再)
事務局次長	西本優(再)
事務局	服部明(再)
会計主任	桜井和恵(再)
会計補佐	西本由起子(再)
幹事	黒滝和子(再)
顧問	寺山光秀(再)
顧問	松浦永司(再)
顧問	前原京子(再)
顧問	吉本茂喜(再)
顧問	橋本恵子(再)
顧問	小路希朗(新)
顧問	近澤弘(再)
顧問	高河治(再)
顧問	河西卓隆(再)
顧問	渡辺鏡悦(再)
顧問	安藤高橋直(再)
顧問	高橋直(再)
顧問	城直(再)

参加してきた集会のプラカード



団結ガンバローを三唱して閉会

最後に山岸副会長の閉会のあ
いさつと全員の「団結がんばろ
う!」で閉会となりました。

議員終了後、西本会計より辺
野古基地建設反対運動へのカン
パの呼びかけがあり、賛同する
参加者から合計二万円のカンパ
が寄せられました。続けて安倍
改憲NO!三〇〇〇万署名をま
わりの人に呼びかけ成功させよ
うと署名用紙が配られました。
最後に山岸副会長の閉会のあ
いさつと全員の「団結がんばろ
う!」で閉会となりました。

今年も楽しく 新年の集い...

総会が無事終了した1月19日の午後6時から、恒例の新年会が行われ、約20人が参加しました。その様子を、当日司会を務めた吉本茂喜さんが手記にしてくれました。



千代田区職労退職者会 二〇一八年新年会に参加して

吉本 茂喜

一月二〇日金曜日午後六時から麹町アイビーホールで退職者会の新年会が行われました。私吉本は、迷司会として参加しました。
新年会には、都退協副会長の米谷さん、退職者会の元会長だった安藤隆造さん、高橋鏡悦さん、住宅生協小野さん、労働金庫から店長代理加藤さんの来賓が有りました。
新年会は、再雇用会員の桜井書記の開会の挨拶、来賓の紹介の後、水上退職者会会長の乾杯の順で進められました。しばし歓談の後、東京芸術座から公演のお知らせと舞踊が披露され、正月らしい雰囲気盛り上がりしました。続いて、渡邊美佳・小牧奈奈さんによる



ピアノとフルート演奏がありました。演奏はこれまた新春にふさわしい宮城道雄の「春の海」で始まり、大河ドラマ真田丸のメインテーマ曲などなじみの曲が奏でられました。
テーブルのほうに目をやると、握り寿司、巻き寿司、サラダ、トン汁など、テーブルに収まりきれないくらいの料理が並べられています。これらの料理は桜井書記とアトラクションにピアノ・フルートを演奏してくれた渡辺・小牧両人の協力で作られた料理でした。区役所が旧庁舎の時代、組合員大勢の手作りで、区職労の旗びらきが行われていました。当時の旗びらきが脳裏を掠めました。

櫻井、渡辺、小牧さん有難うございました。
音楽の後は、この一年間の退職者会の活動を記録した写真のスライドです。代表が沖繩まで支援に行った反基地闘争、毎月国会前で繰り広げられた戦争法反対等の集会、メーデー、三部合同旅行会、街歩き等々の活動を記録した写真でした。
記録写真が多くて、当日のタイムスケジュールからはみ出しそう、駆け足上映でしたが、この一年仲間の親睦を図りつつ、社会の問題を学習し、様々な活動を行って退職者会のパワーに改めて驚きました。
集まった会員の間では、新年会を楽しみながら出席者の健康を祝い、欠席者の安否を確認しあう話が多かったです。職場を離れて、顔を合わせる機会も少なくな

なってきました。退職者会には退職者の権利と生活を守る運動を進める一方で、退職者間のサロンとしての役割も果たしています。退職者の皆さん、会員になつて

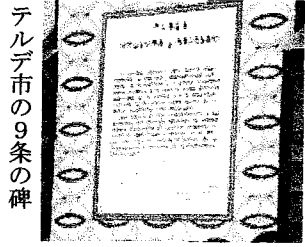
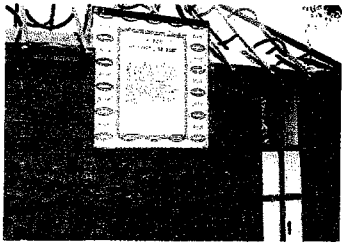
なつてきました。退職者会には退職者の権利と生活を守る運動を進める一方で、退職者間のサロンとしての役割も果たしています。退職者の皆さん、会員になつて

厚労省・四月からの年金据え置きを公表
「年金カット法」の下、くらしは年々苦しく
四月からの年金支給額については、前号で「据え置き」となることをお知らせしましたが、厚労省は一月二十六日に正式に「据え置き」を発表しました。同日に公表された一七年の平均消費者物価指数は0・5%の上昇でしたが、過去三年間の賃金がマイナスとなったことを理由に「据え置き」としたものです。
昨年度年金額は0・1%の減額で、一昨年度は据え置きだったため、物価の上昇と合わせて考えると、年金は目減りしていることとなり、年金収入で暮らす我々高齢者の家計はますます苦しいものになります。
さらに、支給額を際限なく減らす仕組みの「マクロ経済スライド」は、一八年度は0・3%の減額を見込んでいましたが、年金額が「据え置き」となったことから発動されず、その代わ

新任の幹事です
よろしく！
近澤 希朗
この度18年度退職者会総会にて幹事の仲間入りをさせていただきました近澤と申します。私事ですが、本年4月から年金生活者として新スタートします。
総会で提起された活動方針のもと、退職者会組織の拡大のため微力ですが務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。
退職者会とともに、安倍9条改憲 NO！ 戦費調達のための社会保障費削減 NO！ 日米軍用の辺野古新基地建設 NO！

りに一九年度以降に「繰り越し」となり、今後物価上昇により年金額がアップする年があれば、その時にその年の抑制分に上乗せして削減されます。
一昨年強行可決された「年金カット法」がいよいよ実施に移され、今後の年金生活者のくらしは年を追って苦しくなります。一方で、多額の年金積立金を投資に投入して株価を吊り上げ、株で儲ける金持ちはますます太肥え太ります。

新年度
の会費納
入のお願い
退職者会の会計年度は一月一日から十二月三十一日です。今年も新しい会計年度に入り、会費納入のお願いをする時期となりました。この二ニュースと同封の払込書で最寄りの郵便局から払い込んでいただくようお願いいたします。千代田区役所に用事で来られる方は、直接組合事務所(5階)で納入して下さい。
会費は年一五〇〇円です。
◆ ◆ ◆
今年度方針で、会費の見直しを検討することになりました。ご意見がありましたら、払込書の連絡事項欄に是非お書きください。



テルデ市の9条の碑

安倍内閣によつて憲法9条が大きな危機を迎えている。そんな中で元氣の出る講演を聴き、是非退職者会のみなさんにも紹介したいと思ひました。講師は国際ジャーナリストの伊藤千尋氏、元朝日新聞記者で「9条の会」世話人やコスタリカ平和の会共同代表としても活躍されています。

世界の平和に寄与する 日本国憲法9条

みなさんは世界に憲法9条の記念碑があることをご存じですか？

伊藤氏によればアフリカ沖・スペイン領カナリア諸島のグランカナリア島テルデ市にその碑は建つていて、その広場の名が「広島・長崎広場」なのだそうです。

1996年、空港と市街地を結ぶ高速道路の設計時に遊閑地ができ、市長がその土地を平和を考える場にと考え、名称を被爆地の「広島・長崎広場」とし、その象徴として憲法9条の碑を置いたのだという。市長の提案を市議会も満場一

致で決定し、除幕式では集まった全員で第9条を歌つて祝したとのことです。素晴らしいではないですか！

さらに2015年3月には、トルコのチャナツカレ村にも憲法9条をトルコ語に訳した石碑が建ちました。世界中の平和を願う人々が

平和憲法が国を守る 軍隊のないコスタリカ

みなさんはコスタリカにも平和憲法があることをご存じですか？

日本国憲法にノーベル平和賞をといた運動は神奈川県のたつた一人の主婦から

今必要なのは憲法改悪ではなく、 憲法を活用すること！

伊藤千尋氏の講演を聞いて

西本 優

9条を欲している伊藤氏は語ります。

伊藤氏によれば日本にも憲法9条の碑が13基建てられていて、その中の6基が沖繩にあるとのこと。伊藤氏は読谷村に1995年に建てられた碑の趣意書

（別掲）を紹介し、はじめでこれを見たときは世界中が9条の精神で満ちるとは思えなかつたが、先のスベ

話し合いの場を提供し戦争を終わらせたことでノーベル平和賞を受けています。伊藤氏の取材にアリアス氏は「平和憲法を持つている国は自国が平和だけでなく、周りの国も平和にするのが役割だ」と答え「もめ事は話し合いで解決する」ということは小学生の頃から教えられる」と答えたそう。

さらに女子高生は「歴代のコスタリカ政権がやってきた世界への平和貢献を誇りに思う」「自分がコスタリカ国民であることを誇りに思っている」と答えたそうです。素晴らしいと思つた一方で、羨ましくもありました。

（別掲）を紹介し、はじめでこれを見たときは世界中が9条の精神で満ちるとは思えなかつたが、先のスベ

はじめで世界で2番目に平和憲法を決めた国ですが、日本と違い本当に軍隊そのものを無くし、平和憲法を活用しているとのことでした。

1986年にはアリアスという大統領が、中南米で戦争をしていた3つの国に

また、薬屋に自分の薬が置いていないことでの訴訟では、その薬が無ければおじさんの健康を維持することができないとして憲法違反であり薬屋に常備するよう命令されただけではなく、おじさんが旅行するかも知れないとして国に対してどこでも薬が手に入るような薬事行政の改善が求められたそうです。

翻つて日本はどうでしょうか？

憲法を絵に描いた餅にしはけないのです。世界に誇れる平和憲法を、私たちもつと活用し守つていかねばならないと思われたい講演でした。

最良の防衛手段は、 衛手段を持たないこと

アリアス氏は日本にも来

コスタリカでは小学生による憲法訴訟もあるそうで、一例として小学校の隣の空地に産廃業者がゴミを破棄したこと小学生が訴訟を起し憲法違反の判決を勝ち取ったことが紹介されました。

読谷村9条の碑 建設の趣意書

人間の欲望から発する戦争に対し、我々の中には生来の生きることへの願望がある。すべての生命が当たり前にその一生を終えることができるとして、平和なうちに生命を次へとつなぐことのできる社会こそ私たちの願ひ。その社会の実現を信じよう。我々自身の力を信じよう。世界中が9条の精神で満ちることを信じよう。それは誰にも阻止できない植物の萌芽と同じ、生命の躍動につながるのだから。



沖繩・読谷村役場前に建つ「憲法九条の碑」

今年3年ごとの介護保険料改定の年 自治体ごとの作業進むも、ほとんどの市区町村が値上げ...

65歳以上が支払う 保険料の全国平均

(厚生労働省の資料より)

- ・2000～2002年度：2,911円
- ・2003～2005年度：3,293円
- ・2006～2008年度：4,090円
- ・2009～2011年度：4,160円
- ・2012～2014年度：4,972円
- ・2015～2017年度：5,514円

以下は将来の推計値です。

- ・2020年度：6,711円
- ・2025年度：8,165円

今年介護保険料改定の年です。各自治体では介護保険料の見直し作業が行われて議会が開会したところでは審議が始まっています。

六五歳以上(第一号被保険者)の介護保険料は制度を運営するために必要な費用を見込んで三年に一度改定される仕組みです。介護保険サービスの利用実態や利用者の今後の動向などを踏まえて改定されますが、高齢化が進む状況の下で、介護認定を受けてサービスを利用する人は増え続けることが見込まれます。

さらに、輪をかけてように国の相次ぐ制度改悪によって要支援1、2の人へのサービスが介護保険から切り離されるなど、本来重症化を防ぎ介護を受けなくて済むような予防措置を講じるはずの仕組みを事実上壊すようなやり方が、利用者を一層増やす方向に働く心配があります。制度の運営費用は年々多額になるのを避けられません。したがって

制度を維持するには保険料を値上げせざるを得ないのが各自治体の実情です。

表を見ていただくと三年ごとの改定で保険料が上がり続けている様子がわかります。

また将来推計では今後一気に大幅値上げとなることが予想されています。

年金は据え置かれる一方、物価は上がり医療保険も介護保険も保険料が上がり、高齢

介護保険料の決め方

65歳以上の人の介護保険料は各市区町村で決められた基準月額と、その人の所得等により決定されます。

具体的には、各市町村で介護保険の給付見込みを算出し、その22%に相当する額を、その市区町村の65歳以上の人口で割った金額を基準として保険料を決めています。

40歳から65歳未満の人(2号被保険者)の介護保険料は加入している健康保険によって条件や計算方法が変わります。

国民健康保険に加入している人の介護保険料は医療保険料に上乗せする形で、国民健康保険税(料)と合わせて居住する市区町村が徴収します。

市区町村で違いがありますが「所得割」「均等割」「平等割」「資産割」の4つの項目の組み合わせで計算されます。

東京都の後期高齢者医療 四月からの保険料値上げ決まる

前号でお知らせしましたが、都内の七五歳以上の高齢者の医療保険料について、東京都後期高齢者医療広域連合会は一月三十一日、四月から一人

当たり一六三三三円(一・七%)値上げすることを決めました。

その内容は二〇一八〜一九年度の保険料率は均等割り四万三三〇〇円(前期に比べ九〇〇円アップ)、所得割は八・八〇%と〇・二七ポイント引き下げとなっています。

これによって二人所帯で年収二一〇万円の場合、保険料額は九万四二〇〇円で九八〇〇円もの値上げとなります。

後期高齢者医療保険制度を巡っては、医療費の窓口負担を二割にする動きが出ており、七五歳以上の高齢者にとって医療費がかかることが避けられない状況の下で、今後二割負担化に反対していくことが大変重要な課題となります。

民法改正案 相続で配偶者に居住権新設

一月六日、法制審議会は、民法改正の要綱案をまとめ、その中の相続分野で、法律婚夫婦の一方が亡くなった場合、残された配偶者が住み慣れた家を出ていなくても済む「居住権」を新設することになりました。

これまで、長年夫婦で住んできた家を子が相続した場合、住み続けることができなくなるといった事例がありました。が、所有権とは別に「居住権」を認めることで、残された配偶者が終身あるいは一定期間、遺産に含まれる家に住み続けることができるようになります。また、配偶者が自宅を相続した場合、評価額が高ければ残る遺産の分割で得られる

預貯金などの取り分が無くなり、家は得たが生活していけなくなり結局家を処分する、といった事例もありました。「居住権」だけを取得して、住み慣れた家で生活も確保するというのが可能になる制度だといえます。

「居住権」は相続されないため、配偶者が亡くなった後は「居住権」は消滅し、子が制限のない所有権を取得できます。

今回の改正案では事実婚は適用されず、様々な家族のあり方にとって妥当かどうかといった問題も指摘されています。(この記事についてはより精緻な分析が必要であると添えておきます)

2018年度総会 議案書をお届けします

1月19日に開催した総会で決定された議案書を同封してお届けします。ぜひ一読してください。なお議案書はすべて手作りです。

安倍9条改憲NO!
森友・加計疑念追及!
戦争煽るな!
安倍内閣退陣!
2・19国会前行動
2月19日午後6時
旧永田町小学校前集合

確定申告のすすめ 医療費控除で取り戻そう 納めすぎた税金

二月一六日から確定申告が始まります。すでに準備を整えた方もいらつしやるでしょう。申告不要の対象だし面倒だから今年はやらない、という方もいるでしょう。でも、ちよつと考えてみましょう。

確定申告によつて払いすぎた税金を取り戻せるだけでなく、住民税や健康保険料、介護保険料、高額医療費、公営住宅家賃などに波及するかもしれません。まず、医療費控除を検討してみましょう。

医療費控除は所得金額(収入ではありません)の5%以上の医療費がかかっているれば申告できます。

領収書に代わって明細書を…

今年から病院や薬局などの領収書の添付が不要になりました。代わって明細書を作らなければなりません。明細書の書式は下記のようなものです。

国保の方はお住いの役所から送られてくる医療費通知を添付することで明細書に代えられます。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(*)を添付する場合、右記の(1)~(9)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A (㉗+㉚) 円	B (㉙+㉛) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	C
所得金額の合計額		D
④ × 0.05	(赤字のときは0円)	E
④と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (④ - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

→ (申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項)の医療費控除欄に転記します。

→ (申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。)

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑤の金額を転記します。

→ (申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。)